

○レオパレス21が設置した「株式会社レオパレス21外部調査委員会」より、平成31年3月18日に報告された同委員会による調査の状況については、多くの継続調査事項が提起されている。

○このため、国土交通省住宅局長から指示した「共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への対応について」(平成31年2月7日付け国住指第3735号)及び国土交通省住宅局建築指導課長から追加指示した「共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合に関する指示事項における追加対応について」(平成31年2月20日付け)に基づき、引き続き、対応を求める。

○特に、同報告には工事監理に係る内容など全く記載がない事項がみられることから、当該事項について、引き続き調査を行うことを求める。